

(仮称) 千葉県介護業務効率アップセンター事業業務委託
プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「(仮称) 千葉県介護業務効率アップセンター事業」の受託者を選定するに当たり、広く企画提案を募集して最も優秀なものを選定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザルの参加方法、最優秀提案者の選定方法及び選定基準について、必要な事項を定める。

(参加方法)

第2条 プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加事業者」という。）は、本要領及び別に定める「(仮称) 千葉県介護業務効率アップセンター事業業務委託プロポーザル募集要項」に基づき、参加手続を行うものとする。

(選定方法)

第3条 別に定める「(仮称) 千葉県介護業務効率アップセンター事業業務委託 受託者選定審査委員会設置要領」に基づき設置された審査委員会において、参加事業者から提出のあった企画提案書、それに基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(選定基準)

第4条 前条の審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価及び選定するものとし、詳細については別に定める。

- (1) 業務内容の理解
- (2) 業務遂行能力
- (3) 企画提案内容
- (4) 経費の妥当性

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は、千葉県が定める。

附 則

この要領は、令和6年2月7日から施行する。